

# III 資料

## 1. 舞鶴市長寿社会プラン推進会議の開催経過と内容

	日 程	協 議 内 容
第 1 回	令和 5 年 7 月 4 日	・ 第 8 期高齢者保健福祉計画の実施状況について ・ 第 9 期高齢者保健福祉計画の方向性等について
第 2 回	令和 5 年 10 月 6 日	・ 第 9 期高齢者保健福祉計画の総論案について
第 3 回	令和 5 年 11 月 28 日	・ 第 9 期高齢者保健福祉計画の各論案について
第 4 回	令和 6 年 2 月 19 日	・ 第 9 期高齢者保健福祉計画（案）に対する意見募集（パブリック・コメント）の結果について ・ 舞鶴市第 9 期介護保険料について

## 2. 舞鶴市長寿社会プラン推進会議委員名簿

推 薦 団 体	委 員 氏 名	推 進 会 議 での 役 職
舞鶴自治連・区長連協議会	品田 正明	
舞鶴市老人クラブ連合会	小和田宏子	
一般社団法人舞鶴医師会	西村 正人	
一般社団法人京都府舞鶴歯科医師会	高井 経之（～R5.9.30） 衣川 慶紀（R5.10.1～）	
社会福祉法人舞鶴市社会福祉協議会	山内 亨	
舞鶴市民生児童委員連盟	濱田 透	
舞鶴市内老人福祉施設長会	大橋 裕子	
舞鶴市介護相談員連絡会	鈴木 貫一	会 長
公益社団法人舞鶴青年会議所	田仲 宏介	
NPO 法人まいづるネットワークの会	奥雲由美子	
京都府行政書士会	門田 猛	副 会 長
連合京都北部地域協議会	水口 一也	
舞鶴市ボランティアセンター	田中 國雄	
公益社団法人京都府介護支援専門員会	柴田 崇晴	
公募	—	

### 3. 用語解説

	語句	解説
ア 行	アセスメント	利用者の有する能力、既に提供を受けているサービス等利用者の置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題（ニーズ）を把握すること。
	Web（会議）	World Wide Web（ワールド・ワイド・ウェブ）」の略で、インターネット上で、文書や画像、動画等の閲覧ができるシステムのこと。また、Web会議は、そのシステムを使って行う会議のこと。
	オーラルフレイル	嚙む、飲み込む、話すといった口腔機能が衰えることを指し、嚙む力や舌の動きの悪化が食生活に支障を及ぼしたり、滑舌の悪化が社会とのかかわりの減少に結びつくことから、全体的なフレイル進行の前兆とされる。
カ 行	介護医療院	平成 29 年の介護保険法・医療法改正により、新たに位置づけられたもので、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に行う介護保険施設。
	介護サービス	高齢者や障害のある人等の移動・食事・排泄・入浴等の日常生活の援助を実際に提供するもの。 また、介護保険法では、介護サービスの種類の分類として、居宅サービス・介護予防サービス、地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援・介護予防支援、介護保険施設が定義されている。
	介護サービス相談員	介護保険サービスの質の向上を目的として、市民公募により選任された相談員が介護保険のサービス利用者や家族からサービスに対する悩み・苦情・疑問等の相談を受け、サービス提供事業者へ伝えることで悩み等の解消を図る。
	介護福祉士	食事の世話、入浴、排泄などの介護や指導・支援を行う専門職。社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格で、専門の知識と技術をもって業務にあたる。
	介護予防	元気な人も支援や介護が必要な人も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことを指す。
	介護予防・生活支援サービス事業	地域支援事業の一つで、要支援者等に対する通所型サービス・訪問型サービス等について、市町村が地域の実情に応じた取り組みができるサービス。
	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	地域密着型サービスの一つで、医療ニーズが高い利用者に対して、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供するサービス。

	語句	解説
	基本チェックリスト	国が定めた、25項目からなる日常生活で必要となる機能（生活機能）を確認するためのチェックリストで、運動機能、栄養、口腔機能、生活機能・閉じこもり・認知・うつの項目についてチェックする。項目別のチェックの該当数により、それぞれの機能低下の有無を確認し、要介護状態になるおそれのある高齢者を把握するもの。
	キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を企画・開催し、講師役を務める人。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト養成研修を受講し登録する必要がある。
	共生型サービス	地域共生社会の実現に向け、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に位置付けられたサービス。対象は訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等。
	共生社会の実現を推進するための認知症基本法	令和5年6月に成立した法律。認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するためのもの。通称「認知症基本法」。
	京都府北部福祉人材養成システム	京都府と福知山市、舞鶴市、宮津市が協力し、介護福祉人材養成校、総合実習センター、現任者研修実施機関からなる福祉人材養成システムを構築し、京都府北部における介護・福祉人材確保を推進する仕組み。
	業務継続計画（BCP）	大地震等の自然災害、感染症のまん延等、不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画（Business Continuity Plan）のこと。
	居宅介護支援（介護予防支援）	要介護（要支援）認定者のケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行うこと。
	ケアプラン	要介護（要支援）認定者や家族の希望を取り入れ、サービス担当者会議で、専門家の協議により利用者のニーズと生活上の問題解決のために必要な具体的なサービスに関する介護支援計画のこと。
	ケアプランデータ連携システム	居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で毎月やりとりされるケアプランの一部情報（予定・実績）をデータ連携するシステム。ケアプラン（提供票）をデータで送受信できるようになり、業務の負担軽減に繋がる。
	ケアマネジメント（居宅介護支援）	高齢者が自立した日常生活を営むという目的のために、高齢者の現状や自立した日常生活に向けての希望を十分に把握し、それを踏まえてその人にとって最もふさわしいサービスが利用できるよう支援する仕組み。
	ケアマネジャー（介護支援専門員）	要介護者または要支援者からの相談に応じるとともに、要介護者又は要支援者が心身の状況に応じて適切なサービスを受けられるよう、市・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者であって、要介護者又は要支援者が、自立した日常生活を営むのに必要な援助

	語句	解説
		に関する専門的知識及び技術を有するものとして、介護支援専門証の交付を受けた者。
	KDB（国保データベース）システム	国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。
	健康寿命	介護を必要とせず、健康で日常生活を支障なく送ることができる期間のこと。
	高額医療合算介護サービス費	1年間の医療保険と介護保険の合計の自己負担額が一定額以上になったときに、超過分を保険給付から支給する制度。
	高額介護サービス費	所得等が一定額以下の介護サービス利用者に対して、1か月のサービス利用料の自己負担額が一定額以上になったときに、超過分を保険給付から支給する制度。
	後期高齢者	高齢者のうち75歳以上の人。
	高齢者あんしんサポートハウス	自立生活がやや困難であったり、疾病からの回復期にある所得の低い高齢者が、低額で入所できるよう、京都府が整備を進める施設。
サ 行	災害時要援護者 支援対策事業	災害時に支援が必要な人の情報を日頃から地域内で共有し、災害時等に地域の中で支援が受けられるようにするための制度。住み慣れた地域の中で、安心して暮らすことのできるまちづくりを目指している。
	サービス付き高齢者向け住宅	日常生活に不安がある一人暮らしや高齢者夫婦等の世帯を対象とし、バリアフリー化等の設備基準があり、安否確認や生活相談等のサービスを提供する住宅。
	在宅療養コーディネーター	在宅療養コーディネーター養成研修を受講した医療・介護の専門職。多職種協働により、在宅医療介護連携を推進する。
	事業対象者	生活機能の低下が認められ、要介護状態となるおそれがあり、基本チェックリストの記入内容が、国の定める基準に該当した者。介護予防・生活支援サービスの利用ができる。
	歯周疾患	歯肉炎や歯周炎等歯ぐきの病気の総称。40歳以降で歯を失う原因の大半がこの歯周疾患による。食生活や喫煙、歯磨き習慣等とも関係があり、生活習慣病のひとつとして捉えられており、生活習慣病等の重症化にも関連する。
	社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格で、専門知識と技術を用いて、身体的・精神的障害又は環境上の理由で日常生活を営むことに支障がある人に対し、福祉に関する相談・助言・指導その他の援助を行う福祉専門職。

	語 句	解 説
	重層的支援体制	既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。
	小規模多機能型居宅介護	地域密着型サービスの一つで、「通い」を中心として、要介護者の状態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせる在宅での生活を支援するサービス。
	初期認知症対応型カフェ推進事業	物忘れの心配のある人や初期の認知症と診断された人、その家族などが、気軽に集まり、交流や活動を通して、不安や悩みを和らげ、症状緩和を図ることを目的に行う事業。
	シルバー人材センター	一定地域に居住する定年退職者等を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会の確保・提供を目的として設立された都道府県知事の指定する公益社団法人。
	生活支援コーディネーター	生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向け、地域資源の開発や、ネットワーク構築を図る役割を担う人。
	生活習慣病	食事や運動、喫煙、飲酒、睡眠等の生活習慣が深く関与し、それらによって引き起こされる病気の総称。糖尿病、高血圧症、脂質異常症の他、がんや心疾患、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全等も含む。
	成年後見制度	認知症などで判断能力が不十分になり、日常生活上の判断や契約、財産管理などが困難になった場合、本人に不利益が生じることのないよう、本人の権利や財産を守るための制度。 家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、その法律行為の同意や代行等を行う。
	前期高齢者	高齢者のうち 65 歳以上 75 歳未満の人。
タ行	第三者評価	福祉サービス事業所が提供するサービスの質の向上と、利用者による適切なサービス選択の支援を目的として、都道府県の認証を受けた民間の評価機関が、サービスの質、運営内容、経営内容等を専門的に判断・評価し、改善指導等を実施するもの。
	ダブルケア	少子高齢化の進行、晩婚化に伴う出産年齢の高齢化等により、子育てと親や親族の介護が同時に発生する状態。
	団塊の世代 団塊ジュニア世代	「団塊の世代」は、1947（昭和 22）年から 1949（昭和 24）年頃の第 1 次ベビーブーム時代に生まれた人々のこと。他の世代と比較して人数が多いことから。 一方「団塊ジュニア世代」は、1971（昭和 46）年から 1974（昭和 49）年頃の第 2 次ベビーブーム時代に生まれた人々のこと。団塊の世代の子どもに当たる世代であることから。
	地域支えあいサポーター	地域で見守りが必要な方の孤立をなくすため、地域の見守りをしたり、声かけをしたり、簡易な生活支援を行うボランティア。

	語句	解説
	地域支援事業	被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するために市町村が行う事業。
	地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援業務、③地域包括ケア体制整備(包括的・継続的ケアマネジメント業務)、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護業務の4つの基本的な機能をもつ地域における総合的なマネジメントを担う中核機関。
	地域密着型サービス	高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるようにする観点から、日常生活圏域ごとに提供され、市町村が指定・監督を行う。
	地域密着型介護老人福祉施設	定員が29人以下の特別養護老人ホームで、入所している要介護者に、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29人以下の有料老人ホーム等に入居している要介護者に対して入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うもの。
	チームオレンジ	認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みのこと。認知症の本人もメンバーとして参加するもの。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と利用者からの通報により随時の訪問介護・訪問看護サービスを提供するもの。
	特定健康診査・特定保健指導	2008年度から始まった生活習慣病予防のための健診・保健指導。特定健康診査(特定健診)は、メタボリックシンドロームに着目した健診で、特定保健指導は、この診査結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が多く期待できると判定された方に対して生活習慣を見直すサポートを行う。
	特定入所者介護サービス費	所得が一定額以下の要介護(要支援)認定者が施設サービスなどを利用した場合に、食事・居住費等の負担を軽減するために支給される費用。
ナ行	認知症高齢者の日常生活自立度	高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活自立度の程度を表すもの。自立度Ⅱは日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる程度。
	認知症ケアパス	認知症の人やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいか理解できるよう状態に応じた適切な医療や介護サービスの流れ。

	語 句	解 説
	認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援する人のこと。
	認知症初期集中支援チーム派遣事業	認知症の心配がある方の自宅に、医療・保健・福祉の専門家からなるチームが訪問し、専門病院の紹介や対応方法等のアドバイスを行う事業。
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	地域密着型サービスの一つで、認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴・食事・排泄等の介護や機能訓練を受けるサービス。
	認知症対応型通所介護	地域密着型サービスの一つで、認知症の要介護者を対象とするデイサービス。
ハ行	バリアフリー	本来、住宅建築用語で使用するもので、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差を取り除くという意味。広くは障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。
	福祉サービス利用援助事業	精神上の理由（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）により日常生活を営むのに支障がある方を対象に、無料又は低額な料金で、福祉サービスの利用に関し相談、助言を行い、福祉サービスの提供を受けるために必要な手続や福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与する社会福祉協議会のサービス。
	フレイル	加齢に伴い、筋力や活動が低下している状態で、健康な状態と要介護の状態の間にある状態。適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能。
マ行	民生児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣により委嘱される。児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。地域の身近な相談役として、地域住民の生活状態の把握、生活に関する相談援助・助言、社会福祉事業者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関との連携、協力等を行っている。
	メタボリックシンドローム (内臓脂肪型肥満)	腹囲が男性で85cm、女性で90cm以上の人のうち、①脂質異常(中性脂肪値 150mg/dL 以上、または HDL コレステロール値 40mg/dL 未満) ②血圧高値(最高血圧 130mmHg 以上、または最低血圧 85mmHg 以上) ③高血糖(空腹時血糖値 110mg/dL) の3項目のうち2つ以上を有する状態。
ヤ行	夜間対応型訪問介護	地域密着型サービスの一つで、居宅にいる場合でも、夜間を含め24時間安心して生活できるように、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け提供する訪問介護サービス。
	有料老人ホーム	高齢者を対象に、入浴・排泄・食事の介護、または食事の提供、その他の日常生活上必要な便宜等の供与をする事業を行う施設。介護付き、住宅型、健康型がある。



	語 句	解 説
	要介護者・要支援者	①要介護状態にある 65 歳以上の人。②要介護状態にある 40 歳以上 65 歳未満の人で、その原因である身体上や精神上的の障害が特定疾病によって生じた人。要介護者は要介護 1～5 の人で、要支援者は要支援 1～2 の人。
	要介護状態	身体上又は精神上的の障害があるために、入浴・排泄・食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6 か月にわたり継続して常時介護を要すると認められた状態。
ラ行	老年症候群	加齢に伴って、高齢者に多くみられる認知機能や日常生活能力の低下・筋肉量の低下・うつ症状・低栄養などの総称。